

## 1. 感染症対策について

### (1) 基本的な感染症対策の実施

#### ① 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

#### ② 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる生徒については、自宅で休養させることを徹底する。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び発熱や咳の症状の確認。→生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養するよう指導する。(当面、公欠扱いとする)
- ◎ 登校後に体調が変化した場合などは、必ず検温を行う。

#### ③ 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

- ◎ 石けん等による手洗いを励行する。(登校後、給食前等)
- ◎ 咳エチケットを徹底する。
- ◎ 教室やドアノブ、手すり、スイッチの消毒を行う。

### (2) 集団感染リスクへの対応

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（飛沫を室内から排除する）
- ・ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（接触を避ける）
- ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（飛沫の吸い込み、接触を避ける）

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取り組みを進めていくことが重要とされている。

#### ① 学校での対応

##### ◎ 換気の徹底

教室等のごまめな換気を実施すること。

##### ◎ 密集しないための工夫

集会等で並ぶ際は、十分な間隔をあける。(並び方の配慮)

### ◎近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

人の密度をさげることには限界があり、教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着することを指導する。

### (3) 学校給食に関すること

以下の事項を徹底したうえで実施する。

- ・ 対面での飲食を避ける。
- ・ 手洗いを徹底する。(清潔な手指で食器及び食品を扱う)
- ・ 配膳時には清潔なエプロン・マスクを着用する。(当番の生徒、教職員)
- ・ 配膳台や机上の衛生管理を徹底する。

(学校給食衛生管理基準参照 平成 23 年 3 月発行 一部抜粋)

## 2. 臨時休校等の実施にかかる考え方について

生徒又は教職員の感染が判明した場合には、臨時休校等の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について決める。 ※学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)

## 3. 出席停止等の扱いについて

生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、

- ・ 生徒の感染が判明した場合は治癒するまで出席停止とする。  
治癒するとは、医師による治癒証明書が提出されたことによる。
- ・ 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間、出席停止とする。

## 4. 海外から帰国した生徒の対応について

- ・ 海外から帰国した生徒の対応については、2 週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

以上